

議案第106号

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、令和元年10月1日から施行されること及び利用者負担の区分を見直すよう、石岡市デイサービスセンターの利用料金を改正するため。

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

石岡市デイサービスセンター条例（平成18年石岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

石岡市デイサービスセンター利用料金（利用者負担金）

（単位：円）

利用区分		算定単位	1割負担の者	2割負担の者	3割負担の者
介護保険法第7条第4項に規定する者で、同法第32条に基づき要支援認定を受けたもの	要支援1で週1回程度の利用（月4回まで）	1回につき	303	606	909
	要支援1で月5回以上の利用	1月につき	1,324	2,648	3,972
	要支援2で週2回程度の利用（月8回まで）	1回につき	312	624	936
	要支援2で月9回以上の利用	1月につき	2,714	5,428	8,142
本市に住所を有し、65歳以上の者で介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当するもの	週1回程度（月4回まで）の利用	1回につき	303	606	909
	週1回程度（月5回以上）の利用	1月につき	1,324	2,648	3,972
	週2回程度（月8回まで）の利用	1回につき	312	624	936
	週2回程度（月9回以上）の利用	1月につき	2,714	5,428	8,142

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。